平成２３年（フ）第５５５号
神戸市東灘区御影中町２丁目８番12号　シャトラン御影中町302号、従前の住所神戸市東灘区深江南町２丁目13番16―603号
債務者　満岡　正義
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５６８号
神戸市須磨区白川字不計５番地の１　グリーンハイツ白川206号、従前の住所神戸市須磨区若草町１丁目２番地の５
債務者　河西　　務
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５９９号
神戸市垂水区本多聞１丁目20番20―503号、従前の住所神戸市垂水区学が丘４丁目25番26―705号
債務者　溝下　克信
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６３０号
神戸市中央区脇浜町１丁目５番１―1213号
債務者　山本　紀子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６４２号
神戸市中央区熊内橋通１丁目６番13号、従前の住所神戸市中央区籠池通７丁目２番21号サンヴィラ弐番館101号
債務者　市川左衛門之丞こと　岡村　勝幸
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７７号
鹿児島県曽於市末吉町二之方2761番地
債務者　石井めぐみ
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第８４号
鹿児島県鹿屋市串良町有里5388番地
債務者　大江　妙子
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第８５号
鹿児島県鹿屋市笠之原町7391番地６、前住所鹿児島県鹿屋市寿７丁目２番４号　丸岩ビル202号
債務者　西川ゆかり
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第８７号
鹿児島県垂水市新城3882番地
債務者　伊地知　力
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第８８号
鹿児島県垂水市新城3882番地
債務者　伊地知ユカリ
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第８８号
青森県八戸市大字新井田字石動木平18番地１清水住宅Ｅ号、前住所青森県八戸市大字新井田字石動木平18番地３　清水住宅Ａ号
債務者　田村　美香
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第９４号
青森県八戸市根城２丁目11番19号　みちのく荘103号、前住所青森県八戸市大字根城字下町48番地４　田口アパート２号
債務者　下村　　誠
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１７８号
青森市小柳３丁目５番５号　市営住宅小柳第１団地７―５
債務者　鹿内　光代
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１７６号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目39番地１コーポみなみ303
債務者　平良　令子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月25日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１２０７号
名古屋市港区いろは町２丁目62番地の１　スペリアいろは公園606号
債務者　佐野ますみ
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１５０２号
名古屋市中区松原１丁目１―５、住民票上の住所岐阜県多治見市田代町２丁目６番地
債務者　土屋　晴彦
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部